

平成22年度
鹿児島大学法科大学院

第二次募集
法学既修者認定試験

試験問題（商法・民事訴訟法）

平成22年3月7日（日曜日）

答案作成上の注意

1. 「解答はじめ」の合図があるまで、この1ページ目を表にして、この問題冊子を開かないこと。
2. 問題冊子は、このページを含めて4ページある。
3. 試験用紙は4枚配布する。
4. 試験用紙の受験番号□□□□に受験番号、試験科目□□□□に試験科目（商法または民事訴訟法）を記入すること。
5. 試験用紙の No. □□□□ に、試験科目ごとのページ番号（1～2）を記入すること。
6. 白紙答案がある場合でも、すべての用紙に受験番号（横書き）、試験科目、ページ番号を記入して、必ず4枚すべてを提出すること。
7. 解答は、試験用紙の指定された欄に、横書きで記入すること。
8. 試験終了後、この問題冊子と下書き用紙は、持ちかえってよい。

商法（配点１００点）

問題 設問１・２に答えなさい（平成２２年２月時点として）。

【事例】

A社は、マンション等の建設・販売事業を営む資本金１００億円の東証一部上場会社である。

平成２０年、A社は、B政党の政治資金団体であるC協会に対して１０００万円の政治資金を寄付した。

Yは、A社の代表取締役として本件寄付について最終決済をした。

A社は、景気低迷の影響を受け、平成１８年度には３０億円、平成１９年度には５０億円の欠損を生じていた。なお、平成２０年には、資本準備金を取崩して欠損が解消され、５億円前後の当期利益を計上していた。

Xは、平成２１年６月から引続きA社株式を保有している。

* 政治資金規正法は、三事業年度以上にわたり欠損を生じている会社に対して、欠損が埋められるまでの間の寄付を禁じている（同法２２条の４）

【設問１】

（４０点）

Xは、A社の政治献金は無効であるから、C協会から取り戻せるはずであると考えている。仮に、A社がC協会に対して１０００万円の返還を求めた場合、C協会は、１０００万円をA社に支払わなければならないか。

【設問２】

（６０点）

Xは、実際問題として、A社がC協会に対して１０００万円の返還を求めることは期待できないと判断しているので、YからA社に対して１０００万円を支払わせたいと考えている。Xは、どのような法的措置をとることができるか。

民事訴訟法（配点 100 点）

【問】 XがYに対し、200 万円の貸金返還請求の訴えを提起したところ、YはXに対して有する 200 万円の売掛金債権をもって相殺する旨の抗弁を主張した。

（１） Yの抗弁につき、裁判所が、売掛金債権は存在しないと判断して、Xの請求を認容する判決をした場合、YがXに対して別訴を提起し、200 万円の売掛金債権を請求するとどうなるか。

（２） Yの抗弁につき、裁判所が、売掛金債権が存在すると判断し、相殺を認めた結果、Xの請求を棄却する判決をした場合、YがXに対して別訴を提起し、200 万円の売掛金債権を請求するとどうなるか。

（３） 上記(2)で、裁判所が、貸金債権の額は 100 万円、売掛金債権の額は 200 万円と認定して相殺を認め、Xの請求を棄却する判決をした場合、YがXに対して別訴を提起し、超過部分 100 万円の売掛金債権を請求するとどうなるか。